



# 栃木県公報

平成24年  
6月1日(金)  
第2381号

## 目次

### 告 示

- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条に規定する業務を行う者の名称の変更…………… 445
- 林業労働力確保支援センターの指定に係る変更…………… 445
- 森林法第189条の規定に基づく告示 …………… 446
- 同…………… 446
- 保安林皆伐面積の許容限度の公表…………… 446
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止…………… 449
- 土地改良区定款変更の認可…………… 449
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧…………… 450
- 河川区域及び河川保全区域の変更…………… 450

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… 450
- 土地改良区役員の退任…………… 451
- 平成24年度屋外広告物講習会の開催…………… 451

### 警 察 本 部

- 栃木県情報公開条例第30条に規定する出資法人等の指定の全部変更…………… 452

### 調 達 等 公 告

- 平成23年度における政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況…………… 452
- 入札公告（特定調達公告）…………… 453

## 告 示

### 栃木県告示第310号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第5条第3項の規定により社団法人とちぎ環境・みどり推進機構からその名称の変更について届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富一

変 更 年 月 日	変 更 前	変 更 後
平成24年4月1日	社団法人とちぎ環境・みどり推進機構	公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構

(環境森林政策課)

### 栃木県告示第311号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第3項の規定により林業労働力確保支援センターから次のとおり変更の届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富一

名 称	住 所	事 務 所 の 所 在 地	変 更 の 年 月 日	変 更 の 理 由

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構 (社団法人とちぎ環境・みどり推進機構)	宇都宮市本町12番11号	宇都宮市本町12番11号	平成24年 4月1日	公益社団法人への移行
--	--------------	--------------	---------------	------------

(注) 表中の ( ) は変更前のもの

(林業振興課)

栃木県告示第312号

平成23年5月31日付け栃木県告示第305号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
蓮実岸市郎	矢板市乙畑1449	さくら市役所
岡田要吉	さくら市松島24	同
渋江義久	宇都宮市一ノ沢町258	同

栃木県告示第313号

平成23年7月29日付け栃木県告示第403号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係町役場の掲示場に掲示したので告示する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富 一

氏 名	住 所	関 係 町 役 場
増淵昇一	塩谷郡塩谷町大字鳥羽新田8	塩谷町役場

栃木県告示第314号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成24年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富 一

森 林 計 画 区 名	単 位 区 域 名	市 郡 町 村 名	立 木 伐 採 面 積 の 許 容 限 度 ( 単 位 ha)					計
			水 源 かん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	防 風 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林	保 健 保 安 林	
		大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦						

那珂川	大田原地区	町、共墾社一丁目、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、東栄一丁目、東栄二丁目、東豊浦、安藤町、末広町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、阿波町、豊浦中町、原町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、豊浦南町、春日町、北栄町、美原町、黒磯、豊浦、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼玉、鳥野目、小結、東原、渡辺、大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、唐杉、上郷屋、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、鳴内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木、越堀、寺子、鍋掛及び野間に限る。)及び那須郡那須町	416.02	54.55	0.10			470.67
同	那珂川中流地区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。）、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	234.04	93.05		5.64	2.00	334.73
那珂川鬼怒川	矢板地区	矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。）、さくら市及び塩谷郡	455.47	116.17	1.14	0.54		573.32
鬼怒川	鬼怒川中流地区	宇都宮市、真岡市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島に限る。）、河内郡上三川町及び芳賀郡（茂木町を除く。)	37.05	30.80		13.16		81.01

鬼怒川	今市地区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,079.78	145.10			1,224.88
同	日光地区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	262.89	150.36			413.25
同	足尾地区	日光市(足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	199.72	42.24			241.96

渡良瀬川	黒川～ 小倉川 地区	鹿沼市及び栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。）	760.60	178.49				939.09
同	佐野地区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。）及び下都賀郡	336.69	90.36		1.84		428.89
計			3,782.26	901.12	1.24	21.18	2.00	4,707.80

(森林整備課)

栃木県告示第315号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番 号	事 業 者 の 名 称	指定居宅介護支援事業所		停止の内容	停 止 の 期 間	サービ スの 種 類
		名 称	所 在 地			
72500177	那須野農業協同組合 代表理事組合長 川嶋 寛	J Aなすのな ごやかデイ サービスセン ター	那須郡那須 町伊王野 1570番地1	新たな利用 者の受入れ の停止	平成24年6月1日 から同年9月30日 まで	居宅介護 支援

(高齢対策課)

栃木県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
塩 原 土 地 改 良 区	平成24年5月23日
西那須野東部土地改良区	平成24年5月1日

栃木県告示第317号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
富屋西部土地改良区	富屋西部地区土地改良（維持管理）事業	平成24年6月4日から 同月29日まで	平成24年7月17日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第318号

那珂川水系に係る指定区間内の一級河川余笹川について、昭和45年栃木県告示第638号及び昭和45年栃木県告示第639号を次のように改める。

関係図面のうち第21号及び第22号図を次のように改める。

その関係図面は、栃木県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。(図面省略)

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富一

(河川課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成24年10月1日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
かましん石橋店  
下野市石橋649番地
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社エルム  
下野市石橋649番地
- 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分	平成24年5月9日

来客が駐車場を利用することが できる時間帯	午前9時30分から午後9時 30分まで	午前8時30分から午後10時 まで
--------------------------	------------------------	----------------------

## 4 届出年月日

平成24年5月8日

## 5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

## ○土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
大美間土地改良区	監事	新村 泰司		栃木市大平町横堀1226	24.4.29	

(農地整備課)

## ○平成24年度屋外広告物講習会の開催

栃木県屋外広告物条例(昭和39年栃木県条例第64号)第27条第1項の規定により平成24年度屋外広告物講習会を開催するので、栃木県屋外広告物条例施行規則(平成11年栃木県規則第46号)第18条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富一

## 1 日時

平成24年8月31日(金) 午前9時10分から午後4時40分まで

## 2 場所

宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎本館6階 大会議室1

## 3 受講定員

80名

## 4 講習課程

- 屋外広告物の法令に関する課程
- 屋外広告物の表示の方法に関する課程
- 屋外広告物の施工に関する課程

## 5 受講手続

- 提出書類、提出先及び提出方法

屋外広告物講習会受講申請書に所定の事項を記入し、受講手数料として3,600円分の栃木県収入証紙及び写真(申請前6月以内に無帽子で正面から上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもの)1枚を屋外広告物講習会受講申請書に貼付の上、最寄りの土木事務所屋外広告物担当窓口を持参すること(郵送では受け付けない)。

なお、屋外広告物講習会受講申請書を受け付けた後は、受講手数料は返還しない。

- 受付期間及び受付時間

平成24年7月18日(水)から同月31日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。)

6 講習課程の一部免除

次のいずれかに該当する者については、講習会の課程のうち屋外広告物の施工に関する課程が免除されるので、屋外広告物講習会受講申請書にその者であることを証する書面又はその写しを添付すること。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者、同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許（帆布製品製造科に係るものに限る。）を有する者、同法第44条第2項に規定する技能検定（帆布製品製造科に係るものに限る。）に合格した者又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法第8条第1号に規定する養成訓練若しくは同条第3号に規定する能力再開発訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者

7 その他

- (1) 屋外広告物講習会案内及び屋外広告物講習会受講申請書は、各土木事務所で配布するほか、栃木県県土整備部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html>）からダウンロードすることができる。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会案内希望」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を明記し、120円切手を貼付したもの）を同封の上、栃木県県土整備部都市計画課宛て請求すること。

- (2) 講習会に関する問合せ先

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号  
栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当  
電話番号 028-623-2463

(都市計画課)

**警 察 本 部**

栃木県警察本部告示第1号

栃木県情報公開条例第30条に規定する出資法人等の指定（平成13年栃木県警察本部告示第1号）の全部を次のように変更したので、栃木県情報公開条例施行規程（平成13年栃木県警察本部訓令甲第21号）第12条第2項の規定により告示する。

平成24年6月1日

栃木県警察本部長 坪 田 眞 明

財団法人栃木県交通安全協会  
一般財団法人栃木県警友会  
公益社団法人被害者支援センターとちぎ

**調 達 等 公 告**

○平成23年度における政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況

平成23年度における政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福 田 富 一

政府調達に関する苦情の申立件数 なし

(会計局管理課)

## ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年6月1日

栃木県知事 福田 富一

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ア ソフトウェアライセンス（その1） 一式

イ ソフトウェアライセンス（その2） 一式

## (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

## (3) 納入期限 平成24年8月3日

## (4) 納入場所 栃木県経営管理部情報システム課

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

## (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げるいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ア 大分類：事務用機器、紙、文具類 小分類：オフィスオートメーション機器

イ 大分類：通信、情報処理 小分類：情報関連サービス

## (3) 平成24年7月12日から同月19日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札の手続等

## (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県会計局会計課 物品担当 電話 028-623-2091

## (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成24年6月1日から同年7月6日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札書の受領期限及び提出場所

平成24年7月12日午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

## イ 開札の日時及び場所

(ア) 1の(1)のアの件名については、平成24年7月19日午前10時 栃木県会計局会計課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）

(イ) 1の(1)のイの件名については、平成24年7月19日午前11時 栃木県会計局会計課入札室（栃木県庁東館3階・入札室1）

## (4) 入札方法

1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

## (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 その他

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

## (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、会計課で交付する仕様書に基づき、1の(1)の件名ごとそれぞれ別葉に

作成した納入物品仕様書を封印した入札書に添付して、入札書の受領期限までに3の(1)に提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査

栃木県経営管理部情報システム課長が、入札者の作成した1の(1)の件名の納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準

1の(1)の件名の納入物品仕様書が、会計課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

(4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- a) Software license (Part 1) 1set
- b) Software license (Part 2) 1set

(2) Time and Date of bidding:

11:00 a.m., July 12, 2012

(3) Information is available at:

Supplies Section,  
Accounting Division,  
Accounting Bureau  
Tochigi Prefecture  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501  
TEL 028-623-2091

(会計局会計課)